

タウン・ミーティング（市長と市民のつどい）

市民参加のまちづくりに あなたの意見や提案を

市民参加のまちづくりには、市民のみなさんの意見や提案が欠かせません。

タウン・ミーティングは、広聴活動の一つとして「日」ろみなさんが市政に対して感じていることや望んでいることなど、より多くの生の声を市長が直接お聴きし、話し合いをする場です。

タウン・ミーティングの開催方法		
会場	市役所での開催	地区などでの開催
対象	一般市民	開催を希望する地区、団体
日時	年4回 5月・8月・11月・2月 開催。原則として午前10時から正午まで	原則として平日の午前10時～午後8時の2時間以内とし、申込者と調整のうえ決定
場所	市役所1階ロビー	申込者が設定した場所（地区の集会所など）
テーマ	市政に関すること	

みなさんからいただいた意見や提案、またそれらの検討結果は、市民と市の共有の情報としてみなさんにお知らせしていきます。

タウン・ミーティングは、市民にとって身近な市政、市民に分かりやすい市政、市民が納得する市政を推進していくための一つとして開催されるものです。

市民のみなさんが自由に参加できるように市役所で開催するほか、市内の各地区や団体からの希望に応じて地域でも開催します（上表参照）。開催を希望する場合は、開催希望日の1カ月前までにお申し込みください。

5月は7日に市役所で
本年度第1回目のタウン・ミーティングを次のとおり開催します。参加を希望する人は直接会場へお越しください。
日時＝5月7日（金）午前10時～正午

会場＝市役所1階ロビー

テーマ＝市政に関すること
タウン・ミーティングについてくわしくは市民支援課 ☎ 201507へ。

春季行政相談強調週間

気軽に
要望や意見などを

5月17日（月）～23日（日）は春季行政相談強調週間です。

市では、行政相談委員の須藤誠子さん（郷部）と篠原孝男さん（北羽鳥）がみなさんの悩みを聞き、その解決の促進を図ります。

国や特殊法人について、要望や意見がありましたら気軽に「相談」を。人権擁護委員による人権相談も開催します。相談は無料で、秘密は厳守されます。

期日＝5月17日（月）
時間＝午前10時～午後3時
会場＝市役所2階201会議室
行政相談苦情110番 ☎ 043244 1100・総務省千葉行政評価事務所行政相談課（でも）
土・日曜日、祝日を除く毎日・午前8時30分～午後5時、行政相談

を受け付けています。またFAX

043 246 9829）インターネット（<http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/driba.htm>）でも受け付けています。

くわしくは市民支援課 ☎ 201507へ。

いずみ聖地公園の返還墓地

21日から
受け付けを開始

市では、いずみ聖地公園の墓地12区画について、5月21日（金）から申し込みの受け付けを行います。

申し込みができる人＝住民基本台帳、または外国人登録原票に登録され、市内に1年以上、5月1日現在（任）でいる人で、親族の焼骨をもっている人

申込場所と抽選会場＝いずみ聖地公園管理事務所（東和泉655）
申込方法＝管理事務所に用意してある所定の用紙で
申込期間＝5月21日（金）～23日（日）の3日間
受付時間＝午前9時～午後4時（23日は午後3時まで）

申し込み時に必要なもの＝印鑑と埋葬許可証

募集区画＝4区画（芝生墓地6区画）
4区画（普通墓地2区画）
6区画（普通墓地4区画）

区画の決定＝募集区画数を超えた場合は抽選、抽選後、書類審査を行い、定められた区画番号順により使用区画を決定
抽選日＝5月23日（日）午後3時30分から

料金の区分＝永代使用料（墓地は分譲ではなく永久にお貸しするものです）と管理料を負担
○永代使用料＝30万円～63万円、000円（墓地により使用料が異なります）
○管理料（単年、または6年度分前納のどちらかを選択）

芝生墓地…1年度分5,880円、6年度分前納は29,400円
4区画（普通墓地）…1年度分3,360円、6年度分前納は16,800円
6区画（普通墓地）…1年度分5,040円、6年度分前納は25,200円
くわしくは環境衛生課 ☎ 201531へ。

消費生活相談 Q&A

高齢者を狙う 訪問販売(2)



Q 高齢の母が布団セットを購入したようです。本人はよく覚えておらずこれから先が心配です。今後どのようにすればよいですか。

A 消費者を会場に集め布団などを売るSF商法、このままでは家が危ないと感わしての工事契約、検査・点検といって家に上がり込む点検商法、必ずもうかるとリスクの高い取り引きを勧める商法などによる相談が最近急増しています。特に一人暮らしのお年寄りが狙われることが多いようです。うまい話、優しい言葉に注意しなければならないの

はいうまでもありませんが、契約を急がせる業者も要注意です。玄関ドアを開けないなどの対策も必要です。

ほかに事前にできることとして、「お帰りくださいうちわ(見本は消費生活センターにあります)を作り、玄関に置き業者に示すとか、新たなクレジットを組めないようにする与信・貸付自粛手続き(原則は本人からの申しいです。すべての貸し付けができなくなるわけではありません)をする方法もあります。

また、判断能力が不十分と思われるたら成年後見制度を利用することも

よいでしょう。どれも完全に被害を防げるわけではありませんが、検討してみたいかがでしょうか。

このケースが訪問販売での購入であれば、契約から8日間はクーリング・オフ手続きができます。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

相談日

相談名	期日	時間	場所	問い合わせ先
市民行政相談	月～金曜日	8:30～17:00	市役所2階相談室	市民相談室☎20-1507
市民生活相談(家事・民事)	月・木曜日 3日は休み	9:00～16:00	〃	〃
法律相談(予約制) (裁判所で係争中の事件は除く)	水曜日 5日は休み	13:00～16:00	〃	〃
もめごと・なやみごと・苦情相談 (人権・行政相談)	17日(月)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	〃
不動産相談	18日(火)	10:00～12:00	〃	〃
税務相談	18日(火)	10:00～15:00	市役所2階相談室	〃
外国人相談 (英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)	13日(木)・27日(木)	13:00～16:00	市役所2階201会議室	〃
市民よろず相談	15日(土)	13:00～16:00	イオン成田ショッピングセンター2階特設会場	市民よろず相談事務局 作田義美さん(☎23-3286)
女性就業(内職)相談(来所前に要電話)	水・金曜日	10:00～16:00	市役所2階女性就業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2724
高齢者職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所2階高齢者職業相談室	商工観光課☎22-1111 内線2725
住宅相談(予約制) (新築・増改築に関する相談)	13日(木)	10:00～12:00	成田商工会議所会議室	成田商工会議所☎22-2101 10日(月)までに申し込みを
パートタイマー職業相談	月～金曜日	9:00～16:00	パートサテライト(商工会館1階)	パートサテライト☎22-8281
消費生活相談	月～金曜日	10:00～16:00	消費生活センター(市役所2階)	消費生活センター☎23-1161
年金相談	水曜日	10:00～15:00	市役所1階相談室	保険年金課☎20-1526
交通事故相談	11日(火)	10:00～15:00	市役所2階201会議室	交通防犯課☎20-1527
心配ごと相談	木曜日	10:00～15:00	保健福祉館会議室	社会福祉協議会☎27-7755
酒害相談	6日(木)・20日(木)	9:00～12:00	〃	〃
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～16:00	市役所1階家庭児童相談室	児童家庭課☎20-1538
戦没者遺族相談	24日(月)	10:00～15:00	市役所1階相談室	社会福祉課☎20-1536
健康体力相談	火曜日	9:00～12:00	市体育館	市体育館☎26-7251
就学相談(予約制)	月・火・木曜日	9:00～17:00	市役所5階会議室	教育指導課☎20-1582
教育相談(予約制)	火曜日	9:00～16:00	教育センター(市立図書館2階)	教育センター☎20-6336
教育相談(不登校相談も)	月～金曜日	10:00～17:00	教育相談室 (ニュータウンセンタービル6階)	教育相談室☎28-3234